

令和 5 年 2 月 10 日

第 2 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和5年第2回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 多目的スペース

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	石松 雄平
委 員	2 番	梅木 美代
	3 番	穴井 英雄
	4 番	飯沼 由彦
	5 番	宮崎 博美
	6 番	佐藤 仲子
	7 番	穴井 千年

農地利用最適化推進委員	上田地区	河津 有隆
	西里地区	二田水 宏一
	黒淵地区	坂田 敏之

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第2号番号2 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 議案第2号番号3 農地法第5条の規定による許可申請について

第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）

第7 議案第4号 別段面積の廃止について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員（係長）	橋本 弘二
事務局職員（主査）	波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和5年第2回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

 それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 それでは、議事録署名委員は、1番石松雄平委員、3番穴井英雄委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定による許可申請であります。下記の農地について申請がありましたので審議を求めます。令和5年2月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

 議案番号1、農地の所在は、大字北里字〇〇番、〇〇、〇〇の3筆です。登記簿地目田2筆、畑1筆、現況地目も同じく田2筆、畑1筆、面積は、上から549㎡、528㎡、445㎡、合計1,522

m²です。権利の種別は 3 条有償移転。譲り渡し人、譲り受け人は記載の通りです。申請事由は、農業経営規模拡大のためです。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊資料の 1 から 6 ページが許可申請の写しです。2 ページ上段に自作農地の畑が 50,667 m²です。4 ページ作付け予定の作物と面積は、水稲 47,807 m²、飼料作物 4,382 m²、合計 52,189 m²です。その下の欄に農機具等の保有状況が記載されています。4 ページ権利取得後の農地面積は 52,189 m²です。7 ページ航空写真、8 ページ字図、9 ページ現地立会時の写真、10 ページ確認書になっております。要件につきましては、全部効率、農作業常時従事、下限面積など全て満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井千年委員から報告をお願いします。

7 番 この案件については、2月7日に私と松岡会長、河津推進委員、松本推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。
現地は、これまで採草地として利用されている農地でした。これからは、買い手の方が整備をし、飼料作物を作付けすることです。その買い手は、認定農業者となっており問題なく営農はされていくと考えております。以上で報告を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 前回の隣接地ですか。

事 務 局 その通りです。前回、買い手の方が公社を利用して売買を行った農地の隣接地です。

5 番 現地確認写真では、木が倒れていますが荒れていたのですか。

事 務 局 申請地の隣接地が山林であったため耕作の為に整備しているようです。天候が良く成り次第営農ができる状況にすると買い手の方から聞いています。

事務局 もともと地権者から農地に木が倒れていると話があり関係者
で集まったそうです。話の中で木の伐採もするけど土地も買う
事になったようです。

議長 それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり
決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第 3 議案第 2 号番号 1 及び番号 2「農地法第 5 条
の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より
議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 2 ページを開いてください。農地法第 5 条第 1 項の
規定による許可申請に対する意見であります、下記の農地の
申請について意見がありましたので意見を求めます。令和 5 年 2
月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

議案第 2 番号 1、農地の所在は大字西里字〇〇、地目は、登
記簿畑、現況畑、面積 1,254 m²のうち 550.5 m²です。権利は、
賃借権。貸付け人、借受け人は記載の通りです。一時転用目的
は、還元井掘削工事掘削資材置き場等として利用とのことです。
詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊の 11 ページが許可申
請書の写しです。12 ページから 14 ページが事業計画書、15 ペ
ージが工程表、1 年間の一時転用です。16 ページが航空写真、
17 ページが配置図、18 ページが本申請地と発電所建設予定地の
相関図、19 ページが排水計画図、20 ページが現地立会時の写真、
21 ページが確認書です。番号 1 の説明は以上です。

続けて、議案第 2 番号 2、農地の所在は大字西里字〇〇、地
目は、登記簿田、現況畑、面積 1,725 m²のうち 820.8 m²です。
権利は、賃借権。貸付け人、借受け人は記載の通りです。一時
転用目的は、還元井掘削工事掘削資材置き場等として利用との
ことです。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。別冊の 22 ペ
ージが許可申請書の写しです。23 ページから 25 ページが事業計画
書、26 ページが工程表、27 ページが航空写真、28 ページが配置

図、29 ページが排水計画図、30 ページが現地立会時の写真、31 ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の佐藤仲子委員から報告をお願いします。

6 番 番号 1 の案件については 2 月 7 日に私と穴井千年委員、二田水推進委員、佐藤三代司推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。現地は、不耕作地の土地でした。転用者の事業実施のために農地の一部を一時的に転用することです。必要最低限の期間と転用面積でおこなうとのことで、やむおえない一時転用と思われます。番号 1 の報告を終わります。

番号 2 の案件も同じく 2 月 7 日に私と穴井千年委員、二田水推進委員、佐藤三代司推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。こちらの農地も現地は、不耕作地の土地でした。転用者の事業実施のために農地の一部を一時的に転用することです。必要最低限の期間と転用面積でおこなうとのことで、やむおえない一時転用と思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

3 番 この 2 件の議案は、隣接しているのでしょうか。また、転用者は、〇〇地区の地熱発電業者と同じですか。

事 務 局 隣接はしていませんが、近い距離で位置しています。〇〇地区の地熱発電業者とは別の業者です。

事 務 局 資料 1 の 18 ページに申請地と発電所予定地の相関図があります。あくまでも予定です。この還元井が熱水を受け入れるようであれば、この予定に沿って配管を設置していくようです。隣接の宅地が還元井の位置になります。掘削するために一時転用が必要のことです。また、番号 1 と番号 2 の位置関係は、資料 1 の 16 ページと 27 ページを見て頂ければと思います。番号 1 の資材置き場には、今日、明日に使用する資材を置き、番号 2 に当面使用する資材を置くようです。

3 番 申請地は、田んぼの中ですか。

事務局長 位置図では、わかりにくいですが、それぞれ高低差があります。

6 番 還元井がないと地熱は掘れないのでしょうか。

事務局長 蒸気として利用した後の熱水を地下に戻す必要が出てくるので、必ず還元井は必要になってきます。宅地の部分で掘削して予定の量が還元できるならここを還元井として利用するようです。

1 番 井戸を試験的に掘るのはいいけども、〇〇や周辺に影響はないのか。

7 番 周辺住民として発言しますが、蒸気が出てくる訳ではない還元井なので、影響はないと地元では話されました。地下のことなので〇〇が干上がっているのは、何が原因かわからない。

3 番 周辺住民は同意されているのでしょうか。

7 番 還元井については、同意の必要はないようです。

議長 それでは採決いたします。議案第 2 号番号 1 及び番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員挙手ですので、議案第 2 号番号 1 及び番号 2 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第 5 議案第 2 号番号 3「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案第 2 番号 3、農地の所在は大字黒渕字〇〇、地目は、登記簿畑、現況宅地、面積は 691 m²です。権利は、所有権移転。譲り渡し人、譲受け人は記載の通りです。転用目的は、事務所建設として利用となっています。詳細は、別冊資料 1 をご覧ください。32 ページが許可申請書の写しです。33 ページが始末書です。農地法に不慣れなため無断転用してしまったとのことです。34 ページが事業計画書、35 ページが航空写真による位置図、36 ページが配置図、37 ページが排水計画図、38 ページが現地立会時の写真、39 ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の石松雄平委員から報告をお願いします。

1 番 この案件については、2 月 7 日に私と梅木委員、坂田推進委員、大塚推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。現地は、すでに事務所が建設されている状態でした。当事者が農地法について不慣れだったため許可を受けずに転用をしてしまったようです。この転用により周辺の営農には支障はないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第 2 号番号 3 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員挙手ですので、議案第 2 号番号 3 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第 6 議案第 3 号番号 1 から番号 2「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画

について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 4 ページを開いてください。農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）とありますが農業基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地の集積計画の決定について意見を求めます。令和 5 年 2 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

議案第 3 号番号 1、農地の所在は、大字下城字〇〇の 1 筆です。地目は、全て登記簿畑、現況も畑、面積は 12,902 m²です。中間管理機構を通した利用権設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通りです。利用目的は、畑。以下記載の通りです。説明は以上です。

番号 2、農地の所在は、大字下城字〇〇の 1 筆です。地目は、全て登記簿畑、現況も畑、面積は 15,000 m²です。中間管理機構を通した利用権設定です。利用権設定をする人、受ける人は、記載の通りです。利用目的は、畑。以下記載の通りです。説明は以上です。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 以前公社を利用して売買があった場所ですか。

事 務 局 下城字〇〇で以前借り手の方が公社を利用して農地を購入された場所の隣接地になります。

1 番 なぜ、10 a 当りの賃料が違うのでしょうか。

事 務 局 支払う料金の合計は決まっていまして、合計の料金を人数割して各筆への支払い料金が決まっています。当事者同士で決定してます。

1 番 要はお互い納得しているとのことですね。

7 番 内容が新規になっていますが、現況はどの様な状況なのでしょうか。

事務局 新規になっていますが、以前から 耕作はされている状況です。

議長 それでは、採決いたします。議案第 3 号番号 1 から番号 2 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 3 号番号 1 から番号 2 の原案について同意することを決定します。

議長 日程第 7 議案第 4 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段面積の廃止について」を議題に供します。
それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 5 ページを開いてください。農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段面積の廃止について意見を求めます。
令和 5 年 2 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明代読です。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号括弧書きに規定する別段面積について、別紙のとおり定めていたところであるが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号。（以下「改正法」という。）第 5 条の規定により農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積が削除されることから、改正法の施行日（令和 5 年 4 月 1 日）以降、別段面積を廃止することとする。詳細は別冊資料 1 の 40 ページから 41 ページをご覧ください。議案 1 行目の別紙のとおりとありますが、別紙とは 40 ページにあたります。これまで小国町は 3 反の下限面積要件がありました。その要件が法律の改正により令和 5 年 4 月 1 日から下限面積が撤廃されます。41 ページにこれまでの経緯とこれからの流れ、撤廃後の想定される影響を記載しています。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 国の政策で決まっているのでしょうか。罰則等はあるのでしょうか。

事 務 局 国が法律を改正することで決まりました。現在、罰則等は特に定められていません。

3 番 町が条例で罰則を定めないのでか。

事 務 局 条例では定めません。

3 番 転売するような業者が購入してくることはあるのか。

事 務 局 全く無いとは言えませんが、これまで通り慎重審議を行うしかありません。

1 番 農地法の要件で外国人や外国の法人は農地を購入できるのか。

事 務 局 外国人の農地取得は、耕作地の距離、在留資格における制限等で困難です。外国法人は、農地所有適格法人の要件を満たせば取得は可能です。そのような案件が出てきた場合も、これまで通り慎重審議を行っていただきます。

7 番 その土地の地域との調和要件とはどのような事でしょうか。

事 務 局 具体的には、今回の資料1の5ページ、6ページに記載しているようなことです。農業委員や農地利用最適化推進委員が現地確認又は、確認書の署名で所有者、耕作者がどなたなのかわかると思います。申請者に懸念点があれば、権利移転等について地域ではどのような考えなのかを各委員が調査・確認する活動が必要になります。なので各委員の活動がこれから重要になるのかと思います

もちろん新規就農者には、一度利用権設定を行ってから購入することを事務局から案内します。

7 番 周辺営農者の同意は求められるのでしょうか。

事務局 同意を求めることはできません。

議長 それでは、採決いたします。議案第 4 号の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 4 号の原案について同意することを決定します。

議長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 2 回総会を閉会致します。

令和 5 年第 2 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

1 番

3 番